

～入院期間が 180 日を超える入院に関する基準～

令和元年 10 月 1 日

入院医療の必要性が低いが患者様の事情により入院していることへの対応を図るため、保険医療機関への 180 日を越える入院について、保険医療では選定療養費として患者様の自己の選択に係るものとし、その費用を特別の料金として患者様へ請求できることとなっております。このことに関しまして当院では、1 人 1 日当たり 2,720 円(税込)のご請求となります。ただし、下記に掲げる状態等にてご入院されている場合は、選定療養費の対象とならない場合もあります。詳細、ご不明な点等につきましては、受付までお申し出願います。

状態等	診療報酬点数	実施の期間等
1 難病患者等入院診療加算を算定する患者	難病患者等入院診療加算	当該加算を算定している期間
2 重症者等療養環境特別加算を算定する患者	重症者等療養環境特別加算	当該加算を算定している期間
3 重度の肢体不自由者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く）、脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く）、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等		左欄の状態にある期間
4 悪性新生物に対する腫瘍用薬（重篤な副作用を有するものに限る）を投与している状態	動脈注射	左欄治療により、集中的な入院加療を要する期間
	抗悪性腫瘍剤局所持続注入	
	点滴注射	
	中心静脈注射	
	骨髄内注射	
5 悪性新生物に対する放射線治療を実施している状態	放射線治療（エックス線表在治療又は血液照射を除く）	左欄治療により、集中的な入院加療を要する期間
6 ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態	ドレーン法（ドレナージ）	当該月において 2 週以上実施していること
	胸腔穿刺	
	腹腔穿刺	
7 人工呼吸器を使用している状態	間歇的陽圧吸入法、体外式陰圧人工呼吸器治療	当該月において 1 週以上使用していること
	人工呼吸	

8 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過又は血漿交換療法を実施している状態	人工腎臓、持続緩徐式血液濾過	各週 2 日以上実施していること
	血漿交換療法	当該月において 2 日以上実施していること
9 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態（当該手術を実施した日から起算して 30 日までの間に限る）	脊椎麻酔	_____
	開放点滴式全身麻酔	
	マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔	
10 末期の悪性新生物に対する治療を実施している状態	薬剤料（麻薬に限る）	左欄の状態にある期間
	神経ブロック	
11 呼吸管理を実施している状態	救命のための気管内挿管	左欄の状態にある期間
	気管切開術	
	酸素吸入	
12 頻回に喀痰吸引・排出を実施している状態	喀痰吸引、干渉低周波去痰器による喀痰排出	当該月において 1 日当り 8 回（夜間を含め約 3 時間に 1 回程度）以上実施している日が 20 日を超えること
	気管支カテーテル薬液注入法	
13 肺炎等に対する治療を実施している状態	薬剤料（抗生剤に限る）	左欄の状態にある期間
14 集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の患者	薬剤料（強心剤等に限る）	左欄の状態にある期間
15 15 歳未満の患者	_____	左欄の年齢にある期間
16 児童福祉法第 21 条の 9 の 2 による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付 ^{（注 1）} を受けている患者	_____	当該給付を受けている期間
17 児童福祉法第 20 条の育成医療 ^{（注 2）} の給付を受けている患者	_____	当該給付を受けている期間

※ 注 1…小児慢性疾患のうち、小児がん等特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることからその治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減にも資するため、医療費の自己負担分を補助するもの。（対象年齢…18 歳未満（引き続き治療が必要であると認められる場合は 20 歳未満）の児童）

※ 注 2…身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療の給付又は育成医療に要する費用の支給を行う制度（対象年齢…満 18 歳未満の児童）